

専門看護師専門看護分野特定審査要項

2017年4月

公益社団法人 日本看護協会

目 次

I. 専門看護師専門看護分野特定審査特定の流れ	1
II. 専門看護師専門看護分野特定審査の実施要領	1
1. 目的	
2. 審査の方法	
3. 審査結果の通知	
4. 専門看護分野特定の公表	
III. 専門看護師専門看護分野の申請手続き	2
1. 申請期日	
2. 申請方法	
IV. 問合せ先及び申請書類の送付先	2
V. 個人情報保護方針	2
VI. 申請書類作成上の注意事項	3
参考 公益社団法人日本看護協会専門看護師規程及び細則（抜粋）	6
別添1 専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて	8
別添2 看護実績報告書作成の際の参考文献	9

I. 専門看護分野特定審査の流れ

時期	申請者	日本看護協会
3月末	申請書類提出	申請書類受領及び確認
同年6月～ ※1	専門看護師専門看護分野特定審査 ※2	
	・ 審議結果を踏まえ文書にて回答 (申請書類の修正等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門看護師制度委員会における審議 (書類審査、必要時申請者へのヒアリング) ・ 審議結果を文書にて通知
(制度委員会が専門看護分野として認めた場合) →		日本看護協会理事会の決議を経て特定 (専門看護師規定及び細則(細則第10条)に特定 された専門看護分野の名称等追加)
		1) 申請者へ審査結果を文書にて通知 2) 特定された専門看護分野について公表・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本看護系大学協議会へ文書にて通知 ・ 公式ホームページ、協会ニュース、機関誌「看護」等に掲載
翌年7月※3	専門看護師認定審査申請	認定審査の申請受付
		認定者輩出後、厚生労働省へ専門性の広告申請

※1 審査期間は申請書類の内容等により異なるが、1年以上の期間を要する場合がある。

※2 第1回目の審議が行われる専門看護師制度委員会を以って審査開始日とする。

※3 審議が順調に1年以内で終了した場合。

II. 専門看護師専門看護分野特定審査の実施要領

1. 目的

日本看護協会専門看護師規程第9条の規定に基づき、申請された専門看護分野について、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりや深さがある看護分野を専門看護師専門看護分野として特定する。

2. 審査の方法

日本看護協会専門看護師規程第10条、細則第7条の規定に基づき、以下の方法にて審査する。

- 1) 専門看護師制度委員会において書類審査を行い、専門看護分野として必要な事項を満たしているかどうかを審議する。なお、審議の過程でヒアリング(説明及び質疑応答)を実施することがある(対象者は申請者を含む3名までとする)。
- 2) 専門看護師制度委員会は、審議結果を申請者宛に文書にて通知する。申請者は、専門看護師制度委員会の審議結果を踏まえ、文書にて回答する。
- 3) 専門看護師制度委員会が専門看護分野として認めた後、日本看護協会理事会における決議を経て特定する。

3. 審査結果の通知

日本看護協会理事会の決議の後、申請者宛に文書にて通知する。

4. 専門看護分野の公表

日本看護協会理事会の決議を経て特定された専門看護分野は、「協会ニュース」及び機関誌「看護」で発表し、日本看護協会公式ホームページに掲載する。

Ⅲ. 専門看護師専門看護分野の申請手続き

1. 申請期日

毎年3月末日の締切

2. 申請方法

以下の申請書類を認定部宛に1部郵送する。

【申請書類】

- 1) 専門看護師専門看護分野特定審査申請書類 確認用紙
- 2) 専門看護分野の特定申請書 ……………様式専 A-1
- 3) 専門看護師の受験資格を満たしている者(3名以上)に関する資料
 - (1) 看護師免許証の写
 - (2) 履歴書 ……………様式専 A-2
 - (3) 教育課程報告書(履修単位証明書または成績証明書)
 - (4) 看護実績報告書
 - 実践……………様式専 A-3-1
 - コンサルテーション・コーディネーション・倫理調整 ……様式専 A-3-2
 - 教育(教育の企画・運営他、研究指導、社会活動等) ……様式専 A-3-3
 - 研究(学術論文、著書・その他の著作物、学会発表等) ……様式専 A-3-4

Ⅳ. 問合せ先及び申請書類の送付先

1. 問合せ先 日本看護協会認定部(専門看護師担当)

電話番号 : 03-5778-8546

E-mail : cns@nurse.or.jp

2. 申請書類の送付先(郵送及びメール送付)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

日本看護協会 認定部 専門看護師担当

E-mail : cns@nurse.or.jp

Ⅴ. 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL : <http://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

VI. 申請書類作成上の注意事項

- ・申請書類は、A4 サイズとし、パソコンで記載する。
- ・年号は西暦を使用すること。

様式	申請書	注意事項
—	専門看護師専門看護分野特定審査申請書類 確認用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者確認欄」に提出の有無等を入力する。 ・様式専A-2「履歴書」の「申請者確認欄」は「実務研修年数」を記入する。
専A-1	専門看護分野の特定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請理由」は、関連学会及び当該領域におけるニーズとして、客観的な統計データに基づく、疫学的背景を含める。また、当該領域における専門看護師の担うべき役割、活動の意義について明確に記載する。 ・「当該専門看護分野の独自性」は、隣接する看護領域における専門看護師、認定看護師との違いや、他の専門職種との違いを明確に記載する。 ・「社会的ニーズについて」は、社会的な要請について、対象の概要及び専門看護師の活動の場、求められる専門看護師数（目標数）について記載する。なお、ニーズに関する調査の結果がある場合には、添付する。 ・「今後の展望」について、当該領域に関連する制度及び法律について記載する。診療報酬上の評価として、専門看護師の介在または配置による加算の新設が期待されるものを具体的に記載する。
専門看護師の受験資格を満たしている者（3名以上）に関する書類（申請する人数分の以下の書類を提出すること）		
—	看護師免許証の写	<ul style="list-style-type: none"> ・A4 サイズに縮小コピーする。
専A-2	履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・「学歴」は、修士課程入学から記載する。 ・免許取得後から分野特定申請時点までの職歴すべてを「専門看護分野における実務研修」と「専門看護分野以外での実務研修」に記載する。 ・所属部署名は、専門看護分野での実務研修であることがわかるよう所属部署の名称・特徴（病棟名ではなく、診療科名等）を詳細に記載する。 ・実務研修内容は、「看護業務」等ではなく、専門看護分野の実務研修であることがわかるよう、別添1「専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて」を参考とし、対象とした患者、看護ケア等の特徴について詳細に記載する。 ・勤務形態が非常勤の場合、「実質勤務時間 150 時間」を「1 カ月」相当として換算し、実務研修時間（通算）を算出する。
—	教育課程報告書（履修単位証明書または成績証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関が発行したものであること。 ・申請する単位の全て（26 単位または 38 単位以上）について、科目名、単位数、および単位取得年度が明記されていること。
様専A-3-1 ～3-4	看護実績報告書（共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・看護実績報告書は専門看護師に相当する看護実績を有するかを審査するため、事例の選択や記載内容について十分検討すること。 ・看護実績報告書（研究以外）の事例は、教育課程修了後の事例を提出すること。 ・実践の目的や意図、またそれに応じた評価も記載すること。 ・様式専A-3-1 から専A-3-2 については、1 事例を 1 枚の用紙に記載すること。 ・事例は当該看護分野を十分にカバーするものとし、偏りが無いこと。

様式	申請書	注意事項
様専 A-3-1 ～3-4	看護実績報告書 (共通事項)	(前ページからの続き) ・患者等の個人情報に類するものは伏字にするなど個人情報保護に配慮すること。
専 A-3-1	実践	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、家族および集団に対する直接的な看護実践の事例を1例提示する。 ・看護実践／分析の欄は、看護計画、実施、結果の評価等、適宜内容を整理して記載すること。 <審査の視点> <ol style="list-style-type: none"> ① 看護実践の場面において、卓越性（あるいは潜在能力）を示していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・状況の全体像を把握しているか。 ・適切なアセスメントに基づく判断をしているか。 ・援助方法・技術が適切か。 ・援助の結果（成果）を評価し、次へのステップに活かしているか。 ② その領域を十分にカバーするような経験を有していること。 ③ 論旨の一貫性があること。
コンサルテーション、コーディネーション、倫理調整のうち2つを選び、各1事例を提示する。 また、必要時、別添2「看護実績報告書作成の際の参考文献」を参照のこと。		
専 A-3-2	コンサルテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーションの事例を提示する。 <審査の視点> <ol style="list-style-type: none"> ① コンサルテーションの場面において、卓越性（あるいは潜在能力）を示していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・問題を適切に把握しているか。 ・適切な技術や方略を用いているか。 ・結果および成果の評価が適切か。 ② 論旨の一貫性があること。
	コーディネーション	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉に携わる人々の中でのコーディネーションの事例を提示する。 <審査の視点> <ol style="list-style-type: none"> ① コーディネーションの場面において、卓越性（あるいは潜在能力）を示していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーションの方向性が明示されているか。 ・用いた方略と資源の活用が適切か。 ・結果の評価が適切か。 ・今後の課題や展望が明示されているか。 ② 論旨の一貫性があること。
	倫理調整	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、家族および集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図った事例を提示する。 <審査の視点> <ol style="list-style-type: none"> ① 倫理的な問題・葛藤の解決の場面において、卓越性（あるいは潜在能力）を示していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・状況の全体像を把握しているか。 ・介入の方向性が個人・家族または集団の権利を守る立場を取っているか。 ・援助の結果（成果）を評価し、次へのステップに活かしているか。 ② 論旨の一貫性があること。

様式	申請書	注意事項
専 A-3-3	教育 1) 教育の企画・運営他 2) 研究指導 3) 社会活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアを向上させるための教育的機能について、実施した対象や内容から、「教育-1) 教育の企画・運営他」、「教育-2) 研究指導」、「教育-3) 社会活動等」に該当するものを少なくとも <u>1つ選択して記載する</u>。 ・「教育-3 (社会活動等)」は、以下の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・所属施設外の現任者及び一般市民への指導 ・社会活動、マスコミ等での普及活動 ・専門看護師または認定看護師教育課程における講義 ・看護基礎教育等における講義 <審査の視点> ① 当該専門看護分野に関連する看護教育活動を行っていること。 ② 当該専門看護分野に関連する教育活動を継続的に行っていること。 ③ 当該専門看護分野に関連する教育活動を施設内で行っていること。施設内・施設外の活動をバランスよく行っているとよい。
専 A-3-4	研究 1) 学術論文 2) 著書・その他の著作物 3) 学会発表等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識及び技術の向上並びに開発を図るための実践の場における研究であること。 ・「研究-1) 学術論文」、「研究-2) 著書・その他の著作物」、「研究-3) 学会発表等」に該当するものを少なくとも <u>1つ選択して記載する</u>。なお、「研究-1) 学術論文」については、修士課程で取り組んだ研究のみでも可。 ・当該専門看護分野に関連する過去5年以内の業績を中心に記載する。 ・筆頭発表者であった場合には「筆頭」欄に○を記載する。 ・「発表者人数」の欄は本人を含む人数を記載する。 <hr/> 学術雑誌等に投稿し掲載された（掲載が確実な場合も含む）看護研究等のうち、以下の範疇のものを記載する。 [原著論文、総説、解説、報告、資料、著書、翻訳等]
	3) 学会発表等	学術集会等で発表した（発表が確実な場合も含む）看護研究等のうち、以下の範疇のものを記載する。 [研究発表・筆頭者、研究発表・共同研究者、特別・基調講演等の演者、シンポジスト]

参考 公益社団法人日本看護協会専門看護師規程及び細則（抜粋）

公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程

第4章 専門看護分野の特定

第9条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がり
と深さがあると制度委員会が認めたものをいう。

第10条 専門看護分野の特定の方法は、制度委員会が、同委員会に申請された分野について逐次審議し、
理事会の決議を経て行うものとする。

第5章 専門看護師の認定

第2節 受験資格

第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて
満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）

イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を
取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程
基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。

ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者

ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者

(3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること

イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分
野の実務研修をしていること。

ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。

公益社団法人日本看護協会 専門看護師細則

第4章 専門看護分野の特定

第7条 規程第10条の規定により、専門看護分野の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、すべて満たすと認めた分野で、理事会の決議を経て行うものとする。

- (1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。
- (2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

第8条 専門看護分野の特定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門看護分野特定申請書
- (2) 教育課程報告書（専門看護師の受験資格を満たしている者が受けた教育背景）
- (3) 専門看護師実績報告書（3名以上）

第9条 専門看護分野特定の申請は、毎年3月末までに、申請書類を提出する。

第10条 現在特定されている専門看護分野は次の分野である。

精神看護、がん看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、家族支援、在宅看護、遺伝看護、災害看護

2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、1項に示す分野名の順に下記のとおりとする。なお、資格名称の英語表記は、「Certified Nurse Specialist in（専門看護分野名）」とする。

Psychiatric Mental Health Nursing, Cancer Nursing, Community Health Nursing, Gerontological Nursing, Child Health Nursing, Women's Health Nursing, Chronic Care Nursing, Critical Care Nursing, Infection Control Nursing, Family Health Nursing, Home Care Nursing, Genetics Nursing, Disaster Nursing

第5章 専門看護師の認定

第2節 受験の申請

第17条 規程第19条の規定により、専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める内容の専門看護分野の実務研修をしていなければならない。

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション
- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネート
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における研究活動

全文は下記URL 参照

<http://nintei.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2016/12/CNSkitei20161124.pdf>

専門看護分野の実務研修におけるフィールドについて

分野	内容
がん看護	がん診療拠点病院等においてがん患者が 50%を占めている病棟等でのがん看護の実務研修。
精神看護	精神科病院・一般病院の精神科病棟・精神科病院の外来・精神科クリニック・精神科デイケア・訪問看護ステーション等の場での、精神看護の実務研修。ただし、リエゾン精神看護を志望する場合は病院での精神看護の実務研修とするが、精神科病院・一般病院の精神科病棟である必要はない。その場合、履歴書および勤務証明書に、リエゾン精神看護の実績の内容について具体的に明記すること。
地域看護	地域看護（行政看護、在宅看護、産業看護、学校看護）のうちのいずれかにおいて看護の役割機能を果たす実務研修とする。所属する機関や施設種別を問わない。
老人看護	高齢者に対する老人看護の実務研修。
小児看護	健康問題を持つ子供に対する小児看護の実務研修。
母性看護	1、2いずれかに関する母性看護の実務研修。 1：周産期母子援助専攻 妊産褥婦に対する母性看護の実務研修 2：女性の健康への援助専攻 女性の健康に関する母性看護の実務研修
慢性疾患看護	慢性の経過をたどっている患者に対する成人看護（慢性）の実務研修。
急性・重症患者看護	クリティカルケアを要する患者が 50%以上を占めている病棟等でのクリティカルケア看護の実務研修。1年以上は成人領域とする。
感染症看護	1および2に関する感染症看護の実務研修。 1. 医療施設等における感染管理活動 2. 複雑で困難な問題を有する感染症患者や易感染患者に対する看護
家族支援	患者を含む家族を対象として研修できる病棟、外来、その他施設、地域、在宅等とする。
在宅看護	在宅ケアを要する患者に対する在宅看護の実務研修。所属する機関や施設種別を問わない。
遺伝看護	遺伝学的課題を抱えた、もしくはその可能性のある個人、家族、集団に対する遺伝看護の実務研修。
災害看護	災害急性期から中長期、備えの時期における個人、家族、集団に対する災害看護の実務研修。

看護実績報告書作成の際の参考文献

■ 総合

分野	参考図書
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> 井部俊子・大生定義監修、専門看護師の臨床推論研究会編集：専門看護師の思考と実践，医学書院，2015.
地域看護	
在宅看護	

■ コンサルテーション

分野	参考図書
分野共通	<ul style="list-style-type: none"> Hamric, A. B. , Spross, J.A. , et al. : Advanced Practice Nursing, 4th ED. , Saunders, 2008. Lippitt, G. , Lippitt, R. : The Consulting Process in Action, 2th ED. , Pfeiffer, 1994. 野末聖香編：リエゾン精神看護－患者ケアとナース支援のために，医歯薬出版，p. 207-255, 2004. 坂田三允総編：精神看護エクスペール (16) －リエゾン精神看護，中山書店，p. 120-144, 2006. Schein, E. H. : プロセス・コンサルテーション－援助関係を築くこと，稲葉元吉，尾川丈一訳：白桃書房，2002. Underwood, P. R. : コンサルテーションの概要－コンサルタントの立場から，インターナショナルナーシングレビュー，18 (5) , p. 4-12, 1995. <p>※分野共通の他、分野別の参考図書がある場合については以下のとおり。</p>
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> 長谷川久巳：看護コンサルテーションにおける「看護師－看護師関係」；Nursing Today, 19 (4) , p. 46-49, 2004. 長谷川久巳：危機理論（モデル）の理解と実践への適用；がん看護，8 (5) , p. 419-423, 2003. 東原正明，近藤まゆみ：緩和ケア，医学書院，p. 134-139, 2000. 戎崎恵，横山利香，千崎美登子：CNS への相談を活用した病棟ナースの実践報告，がん看護，10 (2) , p. 163-165, 2006. 佐藤直子：専門看護師制度－理論と実践，医学書院，1999. 吉田智美：オンコロジー分野のコンサルテーション，インターナショナルナーシングレビュー，18 (5) , p. 19-22, 1995. 近藤まゆみ：CNS の活動「相談」，東原正明・近藤まゆみ編集：緩和ケア；医学書院，p. 34-139, 2000.
精神看護	<ul style="list-style-type: none"> 野末聖香，宇佐美しおり，福田紀子他：精神看護専門看護師によるコンサルテーションの効果，看護，56 (3) , p. 70-75, 2004. 宇佐美しおり，野末聖香編：精神看護スペシャリストに必要な理論と技法，日本看護協会出版会，p. 268-291, 2009. 武用百子：リエゾンナースと考える「困りごと」にどうかかわるか，ナースツールズ，p17-124, 2011. 平井元子：身体疾患患者の精神看護，へるす出版，2013. 平井元子：リエゾン 身体とところをつなぐかわり，仲村書林，2014. 南裕子監修：精神科看護の理論と実践，ヌーヴェルヒロカワ，p168-175, 2010.

分野	参考図書
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> 山本和郎：危機介入とコンサルテーション，ミネルヴァ書房，2000 コミュニティーケア編集部：地域で生きる“専門看護師・認定看護師”のワザ―在宅・施設の“看護力”向上をめざして！，日本看護協会出版会，2015. 日本在宅ケア学会：在宅ケア学，2015.
老人看護	<ul style="list-style-type: none"> 金川克子・野口美和子監修，奥野茂代編集：高齢者看護プラクティス―高齢者のための高度・専門看護，中央法規，p.106-115，2005. 南裕子監修：看護理論の臨床活用，日本看護協会出版会，p.190-198，p.236-247，2003
母性看護	<ul style="list-style-type: none"> 野末聖香：コンサルタントに必要な教育，インターナショナルナーシングレビュー，18(5)，p.27-30，1995. Underwood, P. R.：組織の変化促進者としてのコンサルタント，インターナショナルナーシングレビュー，20(2)，p.31-37，1997.
感染症看護	<ul style="list-style-type: none"> 大曲貴夫，操華子：感染管理・感染症看護テキスト，照林社，2015.

■ 倫理調整

分野	参考図書
分野共通	<ul style="list-style-type: none"> 赤林朗編：入門・医療倫理Ⅰ，勁草書房，2005. 赤林朗編：入門・医療倫理Ⅱ，勁草書房，2007. Chambliss, D. F.：ケアの向こう側―看護職が直面する道徳的・倫理的矛盾，浅野祐子訳，日本看護協会出版会，2002. Davis, A. J. 監修：看護倫理 理論・実践・研究，日本看護協会出版会，2002. Davis, A. J. 他編：看護倫理を教える・学ぶ，小西恵美子監訳，日本看護協会出版会，2008. Fry, S. T., Johnstone, M. J.：看護実践の倫理―倫理的意思決定のためのガイド，第3版，片田範子，山本あい子訳，日本看護協会出版会，2010. INR 日本版編集委員会：臨床で直面する倫理的問題―キーワードと事例から学ぶ対処法，日本看護協会出版会，2001. Jonsen, A. , Siegler, M., Winlade, W.J.：臨床倫理学―臨床医学における倫理的決定のための実践的なアプローチ，第5版，赤林朗，蔵田伸雄，児玉聡監訳，新興医学出版社，2006. 木村利人著：看護に生かすバイオエシックス―よりよい倫理的判断のために，学研，2004. 岡崎寿美子，小島恭子：ケアの質を高める看護倫理―ジレンマを解決するために，医歯薬出版，2002. 清水哲郎：医療現場に臨む哲学，勁草書房，1997. 清水哲郎：医療現場に臨む哲学Ⅱ，勁草書房，2000. 杉谷藤子，川合政恵監修：「看護者の倫理綱領」で読み解くベッドサイドの看護倫理事例30，日本看護協会出版会，2007. Thompson, J. E., Thompson, H. O.：看護倫理のための意思決定 10のステップ，ケイコ・イマイ・キシ，竹内博明，山本千沙子監訳，日本看護協会出版会，2004. <p>※分野共通の他、分野別の参考図書がある場合については以下のとおり。</p>
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> 塩野寛著：生命倫理への招待，南山堂，2004， 田村恵子：緩和ケアをめぐる倫理的問題，恒藤暁・内布敦子編集：系統看護学講座 10 ―緩和ケア：医学書院，p.33-43，2007.

分野	参考図書
精神看護	<ul style="list-style-type: none"> • 日本看護協会：看護者の倫理綱領－看護倫理, 日本看護協会公式ホームページ, http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/rinri.html • 日本看護協会：臨床倫理委員会の設置とその活用に関する指針, 日本看護協会公式ホームページ, http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/index.html • 宇佐美しおり, 野末聖香編：精神看護スペシャリストに必要な理論と技法, 日本看護協会出版会, p. 307-315, 2009. • 南裕子監修：精神科看護の理論と実践, スーヴェルヒロカワ, p176-181, 2010.
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> • Beauchamp, T. L., Childress, J. F.：生命医学倫理, 麗澤大学出版会, 2009. • 小西恵美子編：看護倫理よい看護・よい看護師への道しるべ, 南江堂, 2007.
老人看護	<ul style="list-style-type: none"> • 堂園俊彦：看取りとケアの倫理, 緩和ケア, 17 (2), p.124-127, 2007. • 清水哲郎：高齢者終末期の意思決定プロセス, 老年医学, 47 (2), p. 439-442, 2009. • 社団法人日本老年医学会編：高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン 人工的水分・栄養補給の導入を中心として, 医学と看護社, 2012. • 会田薫子：延命医療と臨床現場 人工呼吸器と胃ろうの医療倫理学, 東京大学出版会, 2011. • 一般社団法人日本老年医学会公式ホームページ、日本老年医学会の「立場表明」2012. http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/proposal/pdf/jgs-tachiba2012.pdf
小児看護	<ul style="list-style-type: none"> • Hayes, L. J., Moore, S. C. , et al.：発達障害に関する10の倫理的課題, 望月昭他翻訳, 二瓶社, 1998. • 家永登：子どもの治療決定権－ギリック判決とその後, 日本評論社, 2007. • 北村愛子：看護師の倫理調整の役割と実践, 日本クリティカルケア看護学会誌, 4 (2), p. 7-10, 2008. • Forman, E. N., 松田一郎, Ladd, R. E.：小児医療の生命倫理－ケーススタディ, 診断と治療社, 1998. • 日本小児看護学会：小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針, 日本小児看護学会ホームページ, http://jschn.umin.ac.jp/files/100610syouni_shishin.pdf • 玉井真理子, 横野恵, 永水裕子編著：子どもの医療と生命倫理－資料で読む, 法政大学出版局, 2009. • 田村正徳, 玉井真理子編著：新生児医療現場の生命倫理－「話し合いのガイドライン」をめぐって, メディカ出版, 2005. • ロバート・F・ワイヤー：障害新生児の生命倫理, 高木俊一郎・高木俊治監訳, 学苑社, 1991.

分野	参考図書
母性看護	<ul style="list-style-type: none"> • 浅井篤：終末期における適切な医療を実現するために－臨床倫理コンサルテーション，脳死・脳蘇生，20（2），p.57-62，2008. • Bandman, E. L., Bandman, B.：ケーススタディ いのちと向き合う看護と倫理－受精から終末期まで－，木村利人監訳，人間と歴史社，2010. • Davis, A. J. 他著，前原澄子監修，相羽利昭編集：看護倫理－日本文化に根ざした看護倫理とは，医学映像教育センター，2007. • Frith, L.：Ethics and Midwifery－Issues in Contemporary Practice, Butterworth Heinemann, 1998. • Husted, G. L., Husted, J. H.：臨床実践のための看護倫理－倫理的意思決定へのアプローチ，藤村龍子他訳，医学書院，2009. • 星野一正：インフォームドコンセント－日本に馴染む6つの提言，丸善ライブラリー，1997. • ICN 看護師の倫理綱領、日本看護協会公式ホームページ、 http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/pdf/icncodejapanese2005.pdf • ICM 助産師の国際倫理綱領、日本看護協会公式ホームページ http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/pdf/icm_ethics.pdf • 黒川顯：クリティカルケアにおける倫理的問題の調整，日本クリティカルケア看護学会誌，4（2），p.11-13，2008. • モーリン・D・レイノー他著，堀内成子監修：助産師の意思決定，エルセビア・ジャパン，2006. • 三浦靖彦，稲葉一人：腎代行治療導入患者への医療情報提供を考える 特殊例における医療情報提供と準備 超高齢者・がん患者の透析－医療倫理の側面から，臨床透析，25（12），p.1709-1715，2009. • 三浦靖彦，佐野広美，瀬下律子：院内倫理コンサルテーションの導入と効果 一般病院で求められる倫理委員会の機能とは，看護管理，17（11），p.978-98，2007. • 宮坂道夫著：医療倫理学の方法－原則・手順・ナラティブ，医学書院，2005. • 森久恵，宮本享：脳卒中の征圧をめざして 明日の脳卒中 7つの課題と展望 脳卒中診療と生命倫理－重症脳卒中急性期診療の倫理的問題，Medicina，46（11），1863-1867，2009. • 永野功：臨床倫理委員会と倫理コンサルテーション，医療，62（12），p.662-667，2008. • 長尾式子，三浦靖彦：緩和医療・終末期医療における倫理と法－倫理委員会とコンサルテーション，緩和医療学，11（1），p.40-45，2009. • 長尾式子，瀧本禎之，赤林朗：生命倫理，15（1），p.101-106，2005. • 中澤純一，石川進，喜井茂雅，小池富士子，三瓶徹：ケアの現場における倫理の考え方，認知症ケア事例ジャーナル，1（3）p.269-287，2008. • 仁志田博司他著：出生をめぐるバイオエシックス－周産期の臨床にみる「母と子のいのち」，メジカルビュー社，1999. • 信耕久美子：いのちと向き合っ－コンサルテーション機能の実際，民医連医療，446，p.25-27，2009. • 吉成みやこ：小児癌医療のDecision-makingにおける医療倫理－倫理コンサルトの必要性，生命倫理，16（1），p.67-70，2006.